

<p>改正後</p>	<p>改正前</p>
<p>(削る)</p>	<p>(旅館業法施行規則の特例)</p> <p>第一条 国家戦略特別区域会議（国家戦略特別区域法（以下「法」という。）第七条に規定する国家戦略特別区域会議をいう。以下同じ。）が、法第八条第二項第二号に規定する特定事業として、歴史的建築物利用宿泊事業（国家戦略特別区域（法第二条第一項に規定する国家戦略特別区域をいう。以下同じ。）において、次の各号のいずれにも該当する事業であつて旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する旅館業に該当するものをいう。）を定めた区域計画（法第八条第一項に規定する区域計画をいう。以下同じ。）について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、旅館業法施行令（昭和三十一年政令第百五十二号）第二条に規定する厚生労働省令で定める施設は、旅館業法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十八号）第五条第一項に規定する施設のほか、当該歴史的建築物利用宿泊事業の用に供する施設とし、旅館業法施行令第二条に規定する厚生労働省令で定める特例は、旅館業法施行規則第五条第二項及び第三項に規定するもののほか、旅館業法施行令第一条第一項第四号及び同条第二項第四号に定める基準について、当該歴史的建築物利用宿泊事業の用に供する施設に対して適用しないこととすることができる。</p> <p>一 歴史上価値の高い建築物又は周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いものを構成している建築物であつて条例で定めるものに人を宿泊させる事業であること。</p> <p>二 宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他これに類す</p>

る設備に代替する機能を有する設備を設けることその他善良の風俗の保持を図るための措置が講じられていること。

三 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること。

○旅館業法施行令の改正（案）（抜粋）

改正後	<p>（構造設備の基準）</p> <p>第一条 旅館業法（以下「法」という。）第三条第二項の規定による旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>二 宿泊しようとする者との面接に適合する玄関帳場その他当該者の確認を適切に行うための設備として厚生労働省令で定める基準に適合するものを有すること。</p>
改正前	<p>（構造設備の基準）</p> <p>第一条 旅館業法（以下「法」という。）第三条第二項の規定によるホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>四 宿泊しようとする者との面接に適合する玄関帳場その他これに類する設備を有すること。</p>

○旅館業法施行規則の改正（案）（抜粋）

改正後	<p>第四条の三 旅館業法施行令（昭和三十二年政令第五百五十二号。以下「令」という。）第一条第一項第二号の基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。</p> <p>一 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備を備えていること。</p> <p>二 宿泊者名簿の正確な記載、宿泊者との間の客室の鍵の適切な受渡し及び宿泊者以外の出入りの状況の確認を可能とする設備を備えていること。</p>
改正前	<p>（新設）</p>